

平成19年3月22日
経済産業省

特定商取引法違反の通信販売業者(出会い系サイト)2社に対する 業務停止命令について

経済産業省は、有償で出会い系サイトを運営している通信販売業者の有限会社アイニティプランニング及び株式会社フィットウェブに対し、特定商取引法第15条第1項に基づき、有限会社アイニティプランニングについては平成19年3月23日から9月22日までの6か月間、株式会社フィットウェブについては平成19年3月23日から6月22日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部(広告、申込みの受理、契約の締結)を停止するように命じました。認定した違反行為は、表示義務違反、誇大広告等です。

1. 有限会社アイニティプランニング及び株式会社フィットウェブは、いわゆる出会い系サイトを運営し、結婚又は交際を希望する者へ異性を紹介する役務を有償で提供する通信販売を行っていました。両社は、特定商取引法に基づく表示義務を遵守せず、自社の運営するサイトに、住所、電話番号、責任者名等を表示していませんでした。
また、有限会社アイニティプランニングは、広告メールの件名の最前部に「未承諾広告」と表示せず、広告メールの本文に受信拒否に係る連絡方法を表示していませんでした。
2. また、両社は、実際には有償サイトへ誘引することを目的としたものであるにもかかわらず、広告を行っているサイトに「完全無料」と表示し、また、有限会社アイニティプランニングは、実際の登録会員は1万6,000人程度であるにもかかわらず、広告を行っているサイトに「会員数50万人突破」と表示するなど、誇大広告等を行っていました。
3. さらに、両社は、サイト上で契約の申込みを受ける場合に、顧客が申込み内容の確認及び訂正を行うことができるようにしていませんでした。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 811 - 8527
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

有限会社アイニティプランニング及び株式会社フィットウェブに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

(1) 名称：有限会社アイニティプランニング

代表者：取締役 伊藤 高志

所在地：神奈川県横浜市西区南幸二丁目21番5号 柳川ビル6階

資本金：300万円

設立：平成15年11月17日

取引形態：通信販売

提供する役務及びその価額：

出会い系サイトを通じた結婚又は交際を希望する者への異性紹介
ポイント購入料金12,000円

サイト名：すういとCafe (<http://11551.jp>)

すういとClub (<http://wex.11551.jp>)
(<http://mex.11551.jp>)

売上高：約2億円(平成17年11月~平成18年9月)

従業員：16名(株式会社フィットウェブとの合計、アルバイトを含む)

(2) 名称：株式会社フィットウェブ

代表者：代表取締役 伊藤 高志

所在地：神奈川県横浜市西区南幸二丁目21番5号 柳川ビル6階

資本金：10万円

設立：平成18年10月4日

サイト名：withyou (<http://free.puchimail.tv>)

Foryou (<http://puchimail.tv>)

(注) 両社の代表者、従業員、事業所は同じであり、有限会社アイニティプランニングが運営していた出会い系サイトの一部を株式会社フィットウェブに譲渡し、両社が一体となって業務を行っていた。

2. 取引の概要

(1) 広告メール又はバナーサイトから出会い系サイトへ誘導

広告メール又はバナーサイトにおいて、無償の出会い系サイトである「withyou」のURLを表示又はリンクさせて広告を行い、サイトを訪れた消費者に対し、「完全無料」などの文言で登録を誘引する。

「withyou」の規約には、有償サイトの「Foryou」からメールが送信されること、そのメールを開封することにより「Foryou」に登録されることなどが記載されている。

登録完了後、消費者は多数のメールを受信するが、件名やドメイン名からは「withyou」からのメールか「Foryou」からのメールか判断ができず、メールを開封して初めて「Foryou」からのものであることが判明する。

メールを開封したことにより有償サイトである「Foryou」への登録がなさ

れ、料金請求のメールが届く。

(2) アダルト画像のランキングサイトから出会い系サイトへ誘導

アダルト画像のランキングサイトにリンクを貼り、「すういとCafe」へ誘導していた。また、ランキングサイトから画像のクッションサイトを経て、画像が無料で閲覧できるサイトへの登録を装い、「withyou」へ誘導していた。登録した以降の手順は(1)に同じ。

3. 行政処分の内容

(1) 有限会社アイニティプランニング

平成19年3月23日から9月22日までの間(6か月間)、特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

通信販売に係る役務について広告をすること

通信販売に係る役務提供契約の申込みを受けること

通信販売に係る役務提供契約を締結すること

(2) 株式会社フィットウェブ

平成19年3月22日から6月22日までの間(3か月間)、特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

通信販売に係る役務について広告をすること

通信販売に係る役務提供契約の申込みを受けること

通信販売に係る役務提供契約を締結すること

4. 業務停止命令の原因となる事実

(1) 表示義務違反(特定商取引法第11条第1項及び第2項)

両社は、特定商取引法に基づく表示義務を遵守せず、広告を行っているサイトに、住所、電話番号、責任者名、役務の対価以外に負担すべき金額及びメールアドレスを表示していなかった。

有限会社アイニティプランニングは、広告メールの件名(表題部分)の最前部に「未承諾広告」と表示せず、また、メール本文に受信拒否に係る連絡方法を表示していなかった。

(2) 誇大広告等(特定商取引法第12条)

両社は、実際には有償サイトへ誘引することを目的としたものであるにもかかわらず、広告を行っているサイトに「完全無料」と表示していた。

有限会社アイニティプランニングは、実際の登録会員は1万6,000人程度であるにもかかわらず、広告を行っているサイトに「会員数50万人突破」と表示していた。

(3) 顧客の意に反する役務提供契約の申込み(特定商取引法第14条)

両社は、サイト上で契約の申込みを受ける場合に、顧客が申込み内容の確認及び訂正を行うことができるようにしていなかった。